

常滑市低入札価格調査等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）の規定により行う低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適用して落札者を決定する方法について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 工事における低入札価格調査制度は、総合評価落札方式により競争入札に付する工事及び設計金額が300万円以上の解体工事に、最低制限価格制度は、予定価格200万円を超える入札（総合評価落札方式による入札及び設計金額が300万円以上の解体工事を除く。）に付する工事に適用するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 低入札価格調査制度を実施する工事は基準価格を、最低制限価格制度を実施する工事は最低制限価格を設定するものとする。

(基準価格)

第3条 政令第167条の10第1項に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときの基準は、その者の申込みに係る価格が、予定価格に次項に基づき算定された割合を乗じて得た額（以下「基準価格」という。）に満たない場合とする。この場合において、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

2 割合の算定は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、別表第1に掲げる工事の種類については、予定価格算出の基礎となった同表①から⑤までに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 前項の算定基準によることが適当でないとするものは、10分の9.2から10分の7.5までの範囲内で市長が定める割合とする。

4 第2項及び次条第1項に定める額の算定にあたっては、予定価格算出の基礎となった積算上の各項目を、愛知県建設局積算基準及び

歩掛表に定める工種別工事費内訳分類表に基づき、機器単体費、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等にそれぞれ分類するものとする。

(低入札価格調査制度における失格判断基準)

第4条 工事における失格判断基準は、基準価格を下回った入札のうち、次のいずれかに該当する入札を失格とする基準であり、設計金額が300万円以上の解体工事を除く低入札価格調査制度を適用する工事において適用するものとする。ただし、別表第2に掲げる工事については、失格判断基準欄のいずれかに該当する入札を失格とする。

(1) 入札価格(入札書に記載された価格。以下同じ。)の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額未満である場合

(2) 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合

(3) 入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算出の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合

(4) 入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算出の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合

(最低制限価格)

第5条 政令第167条の10第2項に規定する最低制限価格は、第3条の基準価格と同様の方法で算出し、最低制限価格を下回った入札は失格とする。

(入札の執行)

第6条 契約担当者は、入札執行前に、入札参加者に対し当該入札において低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を実施する旨を周知するものとする。低入札価格調査制度を実施する場合において、失格判断基準を設定する場合も同様とする。

2 低入札価格調査制度を適用した入札の結果、最低価格入札者(総合評価落札方式においては最大評価値入札者。以下「最低価格入札者等」という。)により、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、落札の決定を保留するものとする。

(調査の実施)

第7条 工事について前条第2項の入札が行われた場合には、最低価格入札者等の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次に掲げる事項につき、最低価格入札者等からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- (1) 第4条による判断
- (2) その価格により入札した理由（必要に応じ、入札価格の内訳書及び下請予定者等からの見積書等を徴収）
- (3) 手持工事の状況
- (4) 手持資材の状況
- (5) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (6) 労務者の具体的供給見通し
- (7) 過去に施工した公共工事名等及び工事成績
- (8) 経営状況（必要に応じ、取引金融機関や保証会社等へ照会）
- (9) 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等）
- (10) その他必要な事項
（調査の結果）

第8条 契約担当者は、前条により実施した調査の結果を低入札価格調査報告書（様式第1）により常滑市指名審査会（以下「審査会」という。）へ報告し、意見を求めるものとする。ただし、第4条による失格の場合は、審査会への報告は不要とする。

- 2 審査会は、前項の報告に基づき審査を行った場合は、その審査結果を書面により契約担当者に通知するものとする。
（落札者の決定）

第9条 契約担当者は、前条第2項の審査結果により、当該契約の内容に適合した履行がされると判断した場合にあっては、速やかに最低価格入札者等を落札者と決定し、落札者決定通知書（様式第2）により落札者及びその他の入札参加者全員に通知するものとする。

- 2 契約担当者は、前条第2項の審査結果により、当該契約の内容に適合した履行がされないと判断した場合にあっては、最低価格入札者等を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者又は総合評価落札方式における最大の評価値である者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

- 3 前項の規定にかかわらず、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合は、前2条に規定する最低価格入札者等と同様の手続を行い、落札者を決定するものとする。

- 4 前2項により次順位者を落札者と決定したときには、落札者決定通知書（様式第2）により次順位者及びその他の入札参加者全員に通知するものとする。

- 5 あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）を使用した入札においては、第1項及び前項の落札者その他の入札参加者に対する通知は、電子入札システムによる落札者決定通知書によることがで

きる。

(調査結果等の公表)

第10条 建設工事について第7条に基づく調査を実施した場合には、落札者の決定後、その調査結果の概要を公表するものとする。

2 建設工事について前条第2項により最低価格入札者等を落札者とせず、次順位者を落札者と決定した場合は、その理由を公表するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用する。

別表第1（第3条関係）

工種の種類	①	②	③	④	⑤
機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事（ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事を除く。）	機器単体費の額に10分の9.2を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事（ただし、下記に該当する工事を除く。）	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と、現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事	直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と、現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	

別表第2（第4条関係）

工種の種類	失格判断基準
機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事（ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ○入札価格の積算内訳である機器単体費の額と直接工事費の額の合計額が、予定価格算定の算出となった機器単体費の額に10分の8.1を乗じて得た額と直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額の合計額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算出の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算出の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事（ただし、下記に該当する工事を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の合計額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の合計額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算出の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事	<ul style="list-style-type: none"> ○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の合計額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の合計額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算出の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合

低入札価格調査報告書

工事名		
路線等の名称		
工事場所		
工事概要		
入札執行日		年 月 日 ()
業者名		
入札価格		円 (基準価格 円)
調査項目	その価格により入札した理由	
	手持工事の状況	
	手持資材の状況	
	資材購入先及び購入先と入札者の関係	
	労務者の具体的供給見通し	
	過去に施工した公共工事名及び工事成績	
	経営状況	
	信用状況 (法令違反の有無等)	
	その他必要な事項	
総合評価		

第 年 月 日
号

様

常滑市長

落札者の決定について（通知）

年 月 日に入札を行った下記工事については、調査の結果、
（貴社・会社）を落札者と決定しました。

記

1 工事名

2 路線名等

3 工事場所

4 落札価格 金 円
（入札書記載金額 金 円）